

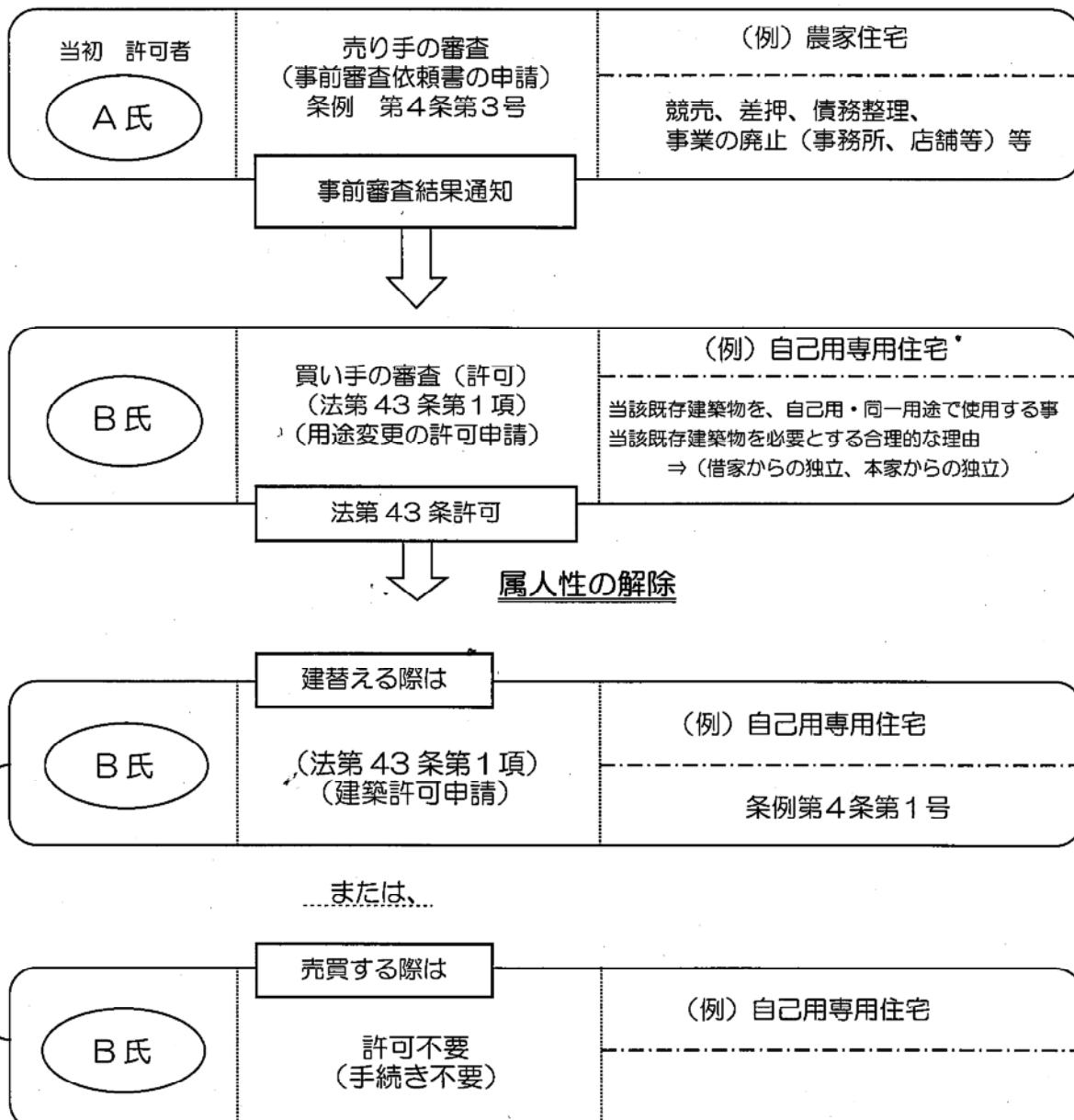
属性のある許可等により建てられた建築物等※の用途変更について

※建築主が適格性を有する者であるとして、許可等を受けて建築された建築物等。

〔 農家住宅 分家住宅（大規模既存集落内の特例含む）
収用移転した自己用専用住宅 小売店舗 等 〕

許可者	必要となる行為	建築物における都市計画法の位置づけ 必要となる要件等
-----	---------	-------------------------------

【 フロー 】 ※S60.1.31 以前の所有者変更については売り手審査の省略可



- ◎ 既存建築物除却等の、2年以内の建替え要件に注意を！！
- ◎ 上記項目の最終確認につきましては、当課職員に必ずご相談ください。

上記表中の「条例」；静岡市市街化調整区域内における開発許可の基準等に関する条例